

総務委員会

日時：平成30年3月16日(金)9時

場所：第1委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 理事者挨拶

4 議案審査

(1) 議案第3号 「飯田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」

(2) 議案第4号 「飯田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

(3) 議案第5号 「飯田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

(4) 議案第6号 「飯田市税条例の一部を改正する条例の制定について」

(5) 議案第7号 「飯田市域学連携交流施設条例の制定について」

(6) 議案第8号 「飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

(7) 議案第9号 「飯田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

(8) 議案第10号 「廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

(9) 議案第21号 「飯田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」

- (10) 議案第 34 号 「平成 29 年度飯田市一般会計補正予算（第 8 号）案」のうち当委員会付託分 【別紙付託表 1】
- (11) 議案第 39 号 「平成 29 年度飯田市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）案」
- (12) 議案第 44 号 「平成 30 年度飯田市一般会計予算（案）」のうち当委員会付託分 【別紙付託表 2】
- (13) 議案第 49 号 「平成 30 年度飯田市駐車場事業特別会計予算（案）」 【特予算書 137 頁】
- (14) 議案第 50 号 「平成 30 年度飯田市墓地事業特別会計予算（案）」 【特予算書 155 頁】
- (15) 議案第 52 号 「平成 30 年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計予算（案）」 【特予算書 187 頁】
- (16) 議案第 57 号 「損害賠償の額を定めることについて」

5 請願・陳情審査

- (1) 30 陳情第 1 号(新規) 【資料No. 1】
要旨：「国に対し、『緊急事態条項』を新たに憲法に設けないことを求める意見書を提出願いたい」
陳情者住所氏名：飯田市愛宕町 2684 番地 5 吉政ハイツ 1 号
伊那谷市民連合 副代表 沖 夏子 氏
- (2) 30 陳情第 3 号(新規) 【資料No. 2】
要旨：「国に対し、憲法第 9 条改定に反対する意見書を提出願いたい」
陳情者住所氏名：飯田市下久堅下虎岩 780 番地 2
下久堅 9 条の会 代表 関 靖 氏
- (3) 30 陳情第 4 号(新規) 【資料No. 3】
要旨：「国に対し、憲法 9 条改定に反対する意見書を提出願いたい」
陳情者住所氏名：飯田市長野原 264 番地 1
竜丘憲法 9 条を守る会 事務局長 唐澤 慶治 氏

(4) 30 陳情第5号(新規)

【資料No.4】

要旨：「国に対し、憲法第9条改定に反対する意見書を提出願いたい」

陳情者住所氏名：飯田市小伝馬町2丁目3502番地1

飯田市風越九条の会 事務局長 今村 紀子 氏

6 閉会中の継続調査の申出について

【資料No.5】

7 管内視察に係る所管事務調査について

期日 4月23日(月)

8 管外視察に係る所管事務調査について

期日 7月3日(火)～4日(水)

9 閉 会

別紙付託表 1

議案第 34 号 平成 29 年度飯田市一般会計補正予算（第 8 号）案
付託表

【総務委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
14 県支出金	2 県補助金	2 総務費県補助金	14
17 繰入金	2 基金繰入金	1 基金繰入金	16
18 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	16
19 諸収入	5 雑入	1 雑入 関係分	18
20 市債	1 市債	3 民生債	18
		6 農林水産業債	18
		7 商工債	18
		8 土木債	18

2 歳出

款	項	目	議案頁
1 議会費	1 議会費	1 議会費	20
2 総務費	1 総務管理費	1 総務管理費	20
		7 男女共同参画推進事業費	20
		10 人事管理費	20
	2 徴税费	1 賦課総務費	20
4 衛生費	3 戸籍住民基本台帳費	2 住民記録費	22
		1 保健衛生費	4 環境衛生費
4 衛生費	2 清掃費	2 ごみ処理費	26
		13 諸支出金	1 積立金

3 繰越明許費 関係分

4 地方債補正

別紙付託表 2

議案第 44 号 平成 30 年度飯田市一般会計予算 (案)
付託表

【総務委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
1	市税		14
2	地方譲与税		16
3	利子割交付金		16
4	配当割交付金		16
5	株式等譲渡所得割交付金		18
6	地方消費税交付金		18
7	自動車取得税交付金		18
8	地方特例交付金		18
9	地方交付税		18
10	交通安全対策特別交付金		18
11	分担金及び負担金	2 負担金	2 総務費負担金 20
12	使用料及び手数料	1 使用料	2 総務費使用料 22
			4 衛生使用料 関係分 24
	2 手数料	2 総務手数料 26	
		4 衛生手数料 28	
	3 証紙収入		28
13	国庫補助金	2 国庫補助金	2 総務費国庫補助金 32
			9 消防費国庫補助金 38
	委託金	2 委託金	2 総務費委託金 40
			3 民生費委託金 関係分 40
14	県補助金	2 県補助金	2 総務費県補助金 関係分 42
			4 衛生費県補助金 関係分 46
			9 消防費県補助金 50
	3 委託金	2 総務費委託金 関係分 52	
15	財産運用収入	1 財産貸付収入 関係分	54
		2 利子及び配当金	54
		3 基金運用収入	54
	2 財産売払収入	1 不動産売払収入 関係分	54

16 寄附金	1 寄附金	2 総務費寄附金	54
17 繰入金	2 基金繰入金		56
18 繰越金			56
19 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料		56
	2 市預金利子		56
	5 雑入	1 雑入 関係分	58
20 市債			70

2 歳出

款	項	目	議案頁
1 議会費	1 議会費		76
2 総務費	1 総務管理費	9 企画費のうち非所管分及び 17 リニア推進事業費 を除く	78
		2 徴税費	118
	3 戸籍住民基本台帳費	122	
	4 選挙費	124	
	5 統計調査費	130	
	6 監査委員費	132	
3 民生費	1 社会福祉費	2 社会援護費 関係分	140
		6 国民年金費	154
4 衛生費	1 保健衛生費	4 環境衛生費	210
		5 環境保全費のうち非所管分 を除く	212
	2 清掃費	222	
9 消防費	1 消防費		326
12 公債費	1 公債費		412
13 諸支出金	1 積立金		412
14 予備費	1 予備費		412

3 債務負担行為 関係分

4 地方債

5 一時借入金、歳出予算の流用

平成30年2月13日
飯田市議会
議長 清水 勇 様



陳情者

〒395-0036

住所 飯田市愛宕町 2684-5 吉政ハイツ1号

連絡先 0265-53-3433

伊那谷市民連合 副代表

沖 夏 子 

「緊急事態条項」を新たに憲法に設けないことを求める意見書提出に関する陳情

陳情理由

安倍政権の意を受け、自民党憲法改正推進本部は平成29年12月20日に、「憲法改正に関する論点とりまとめ」を公表しました。それによれば、自衛隊、緊急事態、合区解消、教育充実の4つを具体的な改憲項目として検討するとされています。これらのうち、自衛隊に関してはその存在をはっきりと憲法に書き込むことを、そして緊急事態に関しては、戦争、内乱、自然災害等の非常時に、内閣総理大臣に強大な権力を与えることを目的としています。

私たちは、とりわけ緊急事態に関する条項を新たに憲法に設けることに大きな危惧の念を抱いており、貴議会が反対の意思表示をすることを求めます。

1 自民党の改憲草案(以下、「草案」といいます)では、「緊急事態」は、「我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震などによる大規模な自然災害」等とされていますが、これらは「例示」であり(草案98条1項)、具体的には法律(緊急事態法)で定めることとされています。「何が緊急事態か」を決定すべき憲法上の明確な基準がなく、将来国会多数派による恣意的な範囲の拡大が行われる可能性があり、それに対する歯止めがありません。これは、立憲主義の観点からすれば、極めて危険なことと言わざるをえません。

2 草案では、内閣の判断で総理大臣が緊急事態宣言を発します(同条同項)。国民代表機関である国会の関与は、事前又は事後の承認という消極的なものにとどまります(同条2項)。多くの場合に予想される事後承認について、それを求めるべき期限に関する規定が欠けているので、最長100日間は国会承認がなくとも宣言の効果は持続することになります(同条3項)。仮に国会が事後承認を拒否しても、実質的な原状回復は不可能ですからほとんど無意味です。このように国会による承認の仕組みは、内閣の恣意的な宣言発令を実質的にコントロールできず、国民代表機関としての国会の役割を空洞化する危険を有するものです。

3 宣言が発せられると、内閣は法律と同等の効力を有する政令を制定できるようになります(同99条1項)。また、内閣総理大臣は、財政上必要な支出その他の処分をおこなうことができ(同条同項)、さらに地方自治体の長に必要な指示をすることができます(同条同項)。立法権を内閣が行行使する、すなわち、行政権の機関に過ぎない内閣が、新規立法や既存の法律

の改変・廃止をすることが可能となります。また自治体の長を総理大臣の意のままに動かすこともできます。このような事態が、国会の最高機関性・唯一の立法機関性を定める憲法41条や、地方自治体の自律権を保障する憲法94条に反することは明白です。

4 さらに、宣言発令後、国民は「国その他の公の機関」の指示に従う義務があります(同99条3項)。これは、行政機関の命令に無限定に国民が従う義務がある、すなわち、あらゆる人権が、行政権によって制限されうることを意味します。この義務の範囲、すなわち人権制限の範囲を画する、憲法上の歯止めは何ら用意されていません。極言すれば、いかなる命令も行政権力は発することができることとなります。基本的人権の憲法上の保障は画餅と化すでしょう。

わが国にはすでに災害関連法、有事関連法があり、緊急時対応体制は整備されています。大規模災害対策に関して言えば、共同通信の行った東日本大震災の首長アンケートでは、42人の回答者のうち、41人が「緊急事態条項は必要ない」と答え、「現在必要な事は」という問いに対しては、20人が「災害対策法など既存の法令の改善」、12人が「国から地方への権限移譲強化」と答えました。「災害時に重要なのは、中央政府に権限を集中することではなくて、情報も権限も思い切って現場におろすことだ」と指摘されています。国に権限を集中することは、百害あって一利なしと言わざるをえません。政府与党は、緊急事態条項は多くの国の憲法に規定されている「当たり前」のものだと言っています。たしかに、少なくとも国の憲法には緊急事態条項があります。しかし、草案はそれらの多くとはかけ離れた内容のものです。例えば、よく引き合いに出される現行のドイツ憲法では、緊急事態の概念は憲法上極めて明確詳細に規定され、恣意的な立法・行政に対する歯止めがきちんと用意されています。

また、緊急事態の判断権限は、行政権ではなく立法権に、すなわち国民代表機関である連邦議会(緊急時は、複数の連邦議会議員と連邦参議院議員からなる合同委員会)にあります。そして、行政命令に法律と同等の効力を認める規定はなく、緊急時に制限できる人権が限定されています。これらにより、自民党草案が、反立憲主義的であることがわかります。

内閣総理大臣の宣言による緊急事態条項の発動は、中央政府の権限を著しく強化し、国民の基本的人権・三権分立・地方自治を無視し、憲法をないがしろにする独裁状況を生み出しかねません。現内閣副総理の「ナチスの手口に学ぶ」、という言葉が彷彿とさせます。

住民の平和のうちに暮らす権利を保障する第一次的責任主体は、地方自治体であることに鑑み、以下の陳情をするものです。

陳情項目

国に対し「緊急事態条項」を新たに憲法に設けないことを求める意見書を提出願いたい。
提出先：衆議院議長及び参議院議長。

以上

「緊急事態条項」を新たに憲法に設けないことを求める意見書（案）

自民党の改憲草案をベースとする緊急事態条項は、人権保障と立憲主義及び地方自治の保障という現行憲法の基本的価値を著しく毀損するものである。本飯田市議会は、以下の理由から、「緊急事態条項」を新たに憲法に設けないことを求める。

1 緊急事態の概念が不明確である

自民党草案98条第1項によれば、具体的な「緊急事態」の要件は法律で定めることとされ、憲法上の明確な歯止めが存在しない。このため、ときの国会多数派によって、恣意的にその範囲が拡大する危険性があり、立憲主義を危うくするものである。

2 国民代表機関である国会のコントロールが及ばない危険性がある

自民党草案98条2項によれば、緊急事態の認定は内閣が行い、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発する。事後承認を求めるべき期限が明定されていないので、内閣のみの判断で最長100日間宣言の効果が持続する(同条3項)。また、不承認が議決されても、原状が回復されるわけではない。以上から、国会が内閣の恣意的な宣言発令をコントロールすることは、事実上不可能な仕組みになっている。

3 内閣の権限が極度に肥大化し立憲主義を脅かす危険がある

宣言発令後、内閣は法律と同等の効力を有する政令を制定でき(同99条1項)、内閣総理大臣は、財政上必要な支出その他の処分をおこない(同条同項)、地方自治体の長に必要な指示をすることができ(同条同項)。すなわち、立法権を内閣が行使して、既存の法律を廃止・変更し、あるいは新規立法をすることや、自治体の長を総理大臣の下請けとして自由に使うことが可能となる。これらは、国権の最高機関であり、唯一の立法機関である国会の地位(憲法41条)をおとしめ、また地方自治体の自律権(同94条)を侵害するものである。

4 国民の基本権が著しく侵害される危険がある

宣言発令後、国民には「国その他の公の機関」の指示に従う義務が生ずる(同99条3項)。すなわち、行政機関による人権の制限や侵害を国民は甘受する義務がある。この義務の範囲を画する明確な基準は憲法上与えられていないので、あらゆる人権が行政権によって無限定に制限される危険がある。

以上のとおり、自民党改憲草案の緊急事態条項は、人権保障規定を実質的に無効化し、立憲主義を葬り去る危険を有するものである。わが国には、すでに災害関連法、有事関連法があり、緊急時対応体制は整備されており、憲法に緊急事態条項を書き込むことは、屋上屋を架す有害無益なものである。よって、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年3月 日

飯田市議会

衆議院議長

大島 理森 様

参議院議長

伊達 忠一 様



資料番号
No. 2

陳情

憲法第9条改定に反対する意見書の提出を求める陳情について

平成30年2月20日

飯田市議会議長 清水 勇 様

陳情人 住所 〒399-2602 飯田市下久堅下虎岩 780-2

氏名 下久堅9条の会 代表 関 靖

電話番号 0265-29-7724

【陳情の趣旨】

飯田市民の生命と暮らしを守るための清水議長様はじめ飯田市議会議員各位の活動に敬意を表します。

「下久堅9条の会」は、2004年、「憲法第9条を守る」ために発足しました。現在は、地域住民が憲法・とりわけ憲法9条のもつ意義について深く学び合う目的で、月例の学習会を続けています。

「第9条改定」に関して風雲急を告げるこの時期に、「学びの成果をささやかな行動に」と陳情する次第です。

標記の内容で、飯田市議会の意志として、ぜひとも政府に意見書を送付していただけますよう切望いたします。

よろしくご検討の上、私どもの気持ちをお汲み取りいただけますよう、よろしくお願いいたします。

飯田市議会議長 殿

憲法第9条改定に反対する意見書の提出を求める陳情

【陳情の理由】

日本国憲法は、悲惨な戦争で多くの犠牲者を出した反省と教訓から、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を3原則として制定されました。なかでも第9条は、日本は二度と戦争をしないことを誓い、国際的にも高く評価され信頼を得ています。

日本は戦後、今日までひとりの戦死者も出さなかったのは、海外での武力行使を禁じる憲法第9条が存在してきたためです。

しかし、今、その第9条を変え、自衛隊を海外に送り出すことを可能にし、日本を再び戦争する国にしようとする動きが強まっています。

アメリカに追随し、要求されるままに巨額な武器を購入するような安倍政権下での第9条改定の動きは、平和を求める市民としてとうてい受け入れることはできません。

従来の憲法解釈を180度変えて集団的自衛権行使を容認した安保関連法を、多くの憲法学者が違憲だと反対する中、安倍政権は2015年9月に強行成立させました。加えて、憲法に自衛隊を明記し、集団的自衛権に基づいて万が一にも自衛隊が海外で武力を用いれば、日本が戦争の当事国となることは明らかです。

戦後主権者である私たちが守ってきた平和主義が裏付ける戦争放棄、戦力の不保持、国の交戦権の否認、これらが書かれている憲法第9条の1項と2項すべてが、今覆されようとしています。

政府は北朝鮮問題で国民の不安を煽っていますが、軍事的圧力や武力行使容認につながる第9条の改定によってこれを解決することはできません。逆に、アメリカの軍事行動への加担は、朝鮮半島での軍事衝突の可能性を増大させ、その結果日本国民と周辺諸国の国民に計り知れない戦争被害が生じることとなります。

朝鮮半島とアジアの平和は、あくまでも非軍事的制裁実施と併せて憲法第9条の原則に基づく外交と対話によってこそ実現すべきです。

以上の趣旨から「非核平和都市宣言」をした飯田市民として、憲法第9条を改定することがないよう、地方自治法に則り、飯田市議会の意志として下記の事項を政府に強く求めることを陳情します。

以上

【陳情事項】

憲法第9条の改定に反対する意見書を国に提出すること

(国に提出する意見書 案文)

憲法第9条改定に反対する意見書

日本国憲法は、悲惨な戦争で多くの犠牲者を出した反省と教訓から、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を原則として制定されました。なかでも第9条は、日本は二度と戦争をしないことを誓い、国際的にも高く評価され信頼を得ています。

日本は戦後、今日までひとりの戦死者も出さなかったのは、海外での武力行使を禁じる憲法第9条が存在してきたためです。

しかし、今、その第9条を変え、自衛隊を海外に送り出すことを可能にし、日本を再び戦争する国にしようとする動きが強まっています。

アメリカに追随し、要求されるままに巨額な武器を購入するような安倍政権下で第9条改定の動きは、平和を求める市民としてとうてい受け入れることはできません。

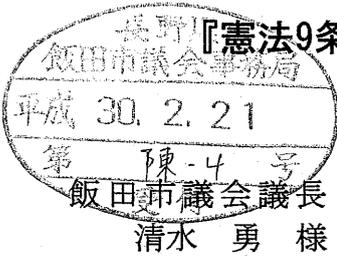
従来 of 憲法解釈を 180 度変えて集団的自衛権行使を容認した安保関連法を、多くの憲法学者が違憲だと反対する中、安倍政権は 2015 年 9 月に強行成立させました。加えて、憲法に自衛隊を明記し、集団的自衛権に基づいて万が一にも自衛隊が海外で武力を用いれば、日本が戦争の当事国となることは明らかです。

戦後主権者である私たちが守ってきた平和主義が裏付ける戦争放棄、戦力の不保持、国の交戦権の否定、これらが書かれている憲法第9条の1項と2項すべてが、今覆されようとしています。

政府は北朝鮮問題で国民の不安を煽っていますが、軍事的圧力や武力行使容認につながる9条改定によってこれを解決することはできません。逆に、アメリカの軍事行動への加担は、朝鮮半島の軍事衝突の可能性を増大させ、その結果日本国民と周辺諸国の国民に計り知れない戦争被害を生じることになります。

朝鮮半島とアジアの平和は、あくまでも非軍事的制裁実施と併せて憲法第9条の原則に基づく外交と対話によってこそ実現すべきです。

日本国憲法では、第99条で「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」ことを厳格に規定しています。それにもかかわらず憲法順守義務を率先垂範して履行すべき内閣総理大臣が、これに反して改憲を主張し推進すること自体が憲法に違反していることを指摘し、「非核平和都市宣言」をした飯田市民として、憲法第9条を改定することがないよう、地方自治法第99条に則り、飯田市議会の意志として意見書を提出する次第です。



平成30年2月21日

竜丘憲法9条を守る会 事務局長 唐澤 慶治
飯田市長野原264-1
電話 26-9204

日本国憲法は、悲惨な戦争で多くの犠牲者を出した反省と教訓から、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を3原則として制定されました。

なかでも9条は、日本が二度と戦争をしないことを国民と世界に誓い、平和憲法として国際的にも信頼を得ています。

日本が戦後、今日まで一人の戦死者も出さなかった事実は、この憲法9条とその効力が存在したからです。

しかし、今、憲法9条を変え、自衛隊を海外に送り出せるようにし、日本を再び戦争する国にしようとする動きが強まっています。

アメリカに追随し、要求されるままに巨額な武器を購入するような安倍政権下での憲法9条改定の動きは、受け入れることはできません。

従来の憲法解釈を180度変えて集団的自衛権行使を容認した安倍内閣は、多くの憲法学者が違憲だと反対する中、2015年9月に安保関連法を強行成立させました。

憲法に自衛隊が明記され、集団的自衛権に基づいて海外で自衛隊が武力を行使すれば、日本が戦争の当事国となります。戦後日本が守ってきた平和主義、すなわち主権者である私たちが放棄した戦争、不保持を決めた戦力、そして否認した国の交戦権、それらが明記されている憲法9条の1項と2項すべてが覆されるのです。

政府は北朝鮮問題で国民の不安を煽っていますが、軍事的圧力や武力行使容認につながる憲法9条改定によって、これを解決することはできません。逆にアメリカの軍事行動への加担は、朝鮮半島での軍事衝突の可能性を増大させることとなります。

朝鮮半島とアジアの平和は、あくまでも、非軍事的制裁実施と併せて、憲法9条の原則に基づく粘り強い外交と対話によってこそ実現すべきです。

以上の趣旨を踏まえ「非核平和都市宣言」を制定している飯田市民として、憲法9条を改定することがないよう強く求め、飯田市民の平和的生存、生活に責任をもつ市議会として『憲法9条改定に反対する意見書』を国に提出して下さい。

陳情の理由

戦後70年以上にわたって、日本が海外で戦争をしてこなかった大きな力は憲法9条の存在と市民の粘り強い運動でした。いま、9条を変えたり、新たな文言を付け加えたりする必要は全くありません。私たちは、日本が再び海外で「戦争する国」になるのはゴメンです。

私たちは、憲法9条の改悪に反対し、日本国憲法の平和主義の諸原則が生かされる政治を求めます。飯田市民として、下記の内容での意見書の提出をぜひお願い致します。

陳情事項

『憲法9条改定に反対する意見書』を国に提出して頂きたい。

『憲法 9 条改定に反対する意見書』（案）

日本国憲法は、悲惨な戦争で多くの犠牲者を出した反省と教訓から、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を3原則として制定されました。

なかでも 9 条は、日本が二度と戦争をしないことを国民と世界に誓い、平和憲法として国際的にも信頼を得ています。

日本が戦後、今日まで一人の戦死者も出さなかった事実は、この憲法 9 条とその効力が存在したからです。

しかし、今、憲法 9 条を変え、自衛隊を海外に送り出せるようにし、日本を再び戦争する国にしようとする動きが強まっています。

アメリカに追随し、要求されるままに巨額な武器を購入するような安倍政権下での憲法 9 条改定の動きは、受け入れることはできません。

従来 of 憲法解釈を 180 度変えて集団的自衛権行使を容認した安倍内閣は、多くの憲法学者が違憲だと反対する中、2015 年 9 月に安保関連法を強行成立させました。

憲法に自衛隊が明記され、集団的自衛権に基づいて海外で自衛隊が武力を行使すれば、日本が戦争の当事国となります。戦後日本が守ってきた平和主義、すなわち主権者である私たちが放棄した戦争、不保持を決めた戦力、そして否認した国の交戦権、それらが明記されている憲法 9 条の 1 項と 2 項すべてが覆されるのです。

政府は北朝鮮問題で国民の不安を煽っていますが、軍事的圧力や武力行使容認につながる憲法 9 条改定によって、これを解決することはできません。逆にアメリカの軍事行動への加担は、朝鮮半島での軍事衝突の可能性を増大させることとなります。

朝鮮半島とアジアの平和は、あくまでも、非軍事的制裁実施と併せて、憲法 9 条の原則に基づく粘り強い外交と対話によってこそ実現すべきです。

以上の理由から 憲法 9 条を改定することがないよう強く求めます。

平成30年 月 日

長野県 飯田市議会

憲法第9条改定に反対する意見書の提出を求める陳情について

平成 30. 2. 21

平成 30年 2月 21日

第 陳-5 号

飯田市議会議長 清水 勇 様

陳情人 住所 〒395-0013 飯田市小伝馬町 2-3502-1
氏名 飯田市風越九条の会 事務局長 今村 紀子
電話番号 0265-49-8601

《陳情の趣旨》

「風越9条の会」は、現行日本国憲法、中でも平和原則を明記している第9条を末永く守るために、地域住民の人々と協力して活動を続けています。

このところ「1項・2項を残し、それに自衛隊の存在を明記すべき項目を付け加える」など「9条改定」に関してさまざまな情報が行き交っています。「北朝鮮の脅威」を梃子にしての防衛費予算の高騰にも私たちは心を痛めています。この時だからこそ、第9条の持つ価値に基づく平和的外交こそが求められるべきだと考えます。

以上の趣旨から、表記の内容で、飯田市議会の名で、ぜひとも政府に意見書を送付していただけますようよろしくご検討いただけますよう、よろしくお願いいたします。

飯田市議会議長 殿

憲法第9条改定に反対する意見書の提出を求める陳情

《陳情の理由》

飯田市内には、先の戦争でかけがえのない肉親を失い、現在もまだその悲しみを拭い去ることができない日々を送っている人々が少なくありません。再び悲惨な戦争で同様の苦しみを味わうことを避ける強い思いを背景にして、現行日本国憲法が制定され、「基本的人権の尊重」・「国民主権」・「平和主義」の三原則を確立したときの喜びもまた、多くの市民が記憶に明瞭に残していることでもあります。

中でも、第9条は、1項で「戦争の放棄」と2項で「戦力の不保持」を謳いあげ、戦禍を経験した人々に限らず、今では世界中の人々から高く評価されています。現行憲法制定から70年以上が経ちますが、この間、海外での一人の戦死者を生じさせなかったのは、偏にこの第9条が厳に存在してきたためであることは、数多くの憲法学者・政治家・社会学者が認めるところです。

しかし、現在、「日本国民の宝」とも言うべき第9条を変え、自衛隊の存在を明記し、「戦争ができる普通の国」にする動きが一部マスコミをも巻き込み活発化しています。私たちは、この動きを看過することはできません。米国に付き従い、言われるままに国民の血税を使って高額の武器を買い付け、「専守防衛」の枠を取り外すかのような言動も重ねる安倍内閣のもとでの、このような動きを受け入れることはできません。

第9条の改定は、軍事的圧力や武力行使容認につながります。憲法に自衛隊を明記し、米国の指揮の下で自衛隊が海外で武力を行使すれば、日本が戦争の当事国となることはもはや明らかです。

以上の趣旨から「非核平和都市宣言」をしている飯田市民として、憲法9条を改定することがないよう、地方自治法99条に基づき、飯田市議会として下記の事項を政府に強く求めることを陳情します。

以上

《陳情事項》

憲法第9条の改定に反対する意見書を国に提出すること

(国への意見書・案文)

憲法第9条改定に反対する意見書

飯田市内には、先の戦争でかけがえの無い肉親を失い、現在もまだその悲しみを拭い去ることができない日々を送っている人々が少なくありません。再び悲惨な戦争で同様の苦しみを味わうことを避ける強い思いで、現行日本国憲法が制定され、「基本的人権の尊重」・「国民主権」・「平和主義」の三原則を確立したときの喜びもまた、多くの市民が記憶に明瞭に残していることでもあります。

中でも、第9条は、1項で「戦争の放棄」と2項で「戦力の不保持」を謳いあげ、戦禍を経験した人々に限らず、今では世界中の人々から高く評価されています。現行憲法制定から70年以上が経ちますが、この間、海外での一人の戦死者を生じさせなかったのは、偏にこの第9条が蔽に存在してきたためであることは、数多くの憲法学者・政治家・社会学者が認めるところです。

しかし、現在、「日本国民の宝」とも言うべき第9条を変え、自衛隊の存在を明記し、「戦争ができる普通の国」にする動きが一部マスコミをも巻き込み活発化しています。私たちは、この動きを看過することはできません。米国に付き従い、言われるままに国民の血税を使って高額の武器を買い付け、「専守防衛」の枠を取り外すかのような言動も重ねる安倍内閣のもとでの、このような動きを受け入れることはできません。

第9条の改定は、軍事的圧力や武力行使容認につながります。憲法に自衛隊を明記し、米国の指揮の下で自衛隊が海外で武力を行使すれば、日本が戦争の当事国となることはもはや明らかです。以上の趣旨から「非核平和都市宣言」をしている飯田市民として、政府が憲法9条を改定することがないよう、地方自治法99条に基づき、飯田市議会の意志として意見書を提出します。

平成 30 年 3 月 日

飯田市議会議長 様

飯田市議会
総務委員長

閉会中の継続調査の申出書（案）

本委員会は、飯田市議会委員会条例（昭和 44 年条例第 30 号）第 2 条に規定する所管事務のうち次の事項について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、飯田市議会会議規則（昭和 54 年飯田市議会規則第 1 号）第 98 条第 1 項及び第 104 条の規定により申し出ます。

記

- 1 事項
地域コミュニティのあり方について
- 2 目的及び理由
議会報告会において、市民から出された意見等に基づき政策的な課題の設定を行い、調査・研究を行い、政策づくりにつなげていくため
- 3 方法
「議会報告会における意見等の取扱いについて」に基づき実施
- 4 期間
平成 30 年 3 月 23 日から調査終了まで